

平成22年第一回定例会「請願：討論原稿」

<請願（慰安婦問題）>

- ・ 請願第29号「日本軍「慰安婦」問題の早期解決をはかるよう、日本政府への意見書を提出することを求める請願」について**反対の立場で討論**を行ないます。
- ・ はじめに、この討論は、私個人の政治信条に則って行なうものであり、【会派】を代表して行なうものではないことをお断りいたします。
- ・ 所謂「慰安婦」問題については、言葉を尽くせばキリがありませんが、①当時の「時代背景」、②事実認識の誤り、③河野談話の問題点、④補償問題、⑤アメリカ合衆国下院決議文の問題点、以上5つの視点から、今回の請願の根拠となっている理由に対する反駁（はんぱく）を行ないます。

(1) 「時代背景」について。

- ・ まずは、当時の時代背景についてです。
- ・ **現代の人権感覚・認識**からの是非はともかくとして、当時は、公娼制度が合法的に許されていた時代です。このことを抜きにして、この問題を論じる事はできません。
- ・ また、女衞（ぜげん）と呼ばれる性風俗関係の仕事を強制的にさせる**人身売買**の仲介業の甘言に騙されたり、貧しさゆえに親に売られたというケースがあったことでしょう。

平成22年第一回定例会「請願：討論原稿」

- ・ **さりとて**、どのような個人的事情があったにせよ、いわゆる慰安婦として働かざるを得なかった女性たちには、衷心より同情するとともに、大変気の毒なことであったと考えています。
- ・ **もし**、この請願の目的が、人権的な観点から過去の事象を断罪することであるとすれば、「それは誤りである」と言わざるを得ません。当時には当時の時代背景があるのですから、**現代の認識で是非を論じること**は強いて言うならば「筋違いであり、誤りである」と言えるでしょう。

(2) 事実認識の誤り

- ・ 次に、重要な論点として、**軍による強制連行はなかった**という事実を共有認識として確認しておきたいと思います。
- ・ 一般的にこの問題が取り上げられると、得てして**強制連行的な意味合い**が醸し出されるようです。実際に、請願者の発言の中でも、そのニュアンスが如実に出されていました。
- ・ **しかし**、1992年から93年に日韓両政府が行った調査によっても日本政府あるいは日本軍による強制連行の証拠は一切見つかっておりません。
- ・ この請願の表題の**【日本軍「慰安婦」】なる単語**は明らかに造語です。日本軍による強制連行の証拠は一切なかったという事実を踏まえて鑑みるに、歴史的事実および両国政

平成22年第一回定例会「請願:討論原稿」

府の調査結果を歪曲した問題のある表現と言えます。

- ・ 請願内容は勿論のこと、こうした表題の請願を安易に認めてしまうことは、「過去のみならず、現在、そして、未来に生きる私たちの子供を含めた日本人全員が、いわれの無い、更なる不名誉な汚点を着せられる」事につながります。
- ・ よって、事実誤認の請願であり、認められるものではありません。

(3) 河野談話の問題点

- ・ 三点目は河野談話の問題点についてです。
- ・ 請願者が引用している1993年の河野談話ですが、当時の官房長官としての発言ではあるものの、閣議決定でも、国会決議でもありません。
- ・ 当時の官房副長官であった石原信雄氏によれば、当時の日韓の政治状況の中で「あの談話」が出されたとのことでした。
- ・ 時の韓国政府が「慰安婦の女性たちの名誉を尊重するために強制を認めて欲しい」と強く要請されており、
- ・ 日本側は、「強制を認めさえすれば韓国側は慰安婦問題を未来永劫持ち出さない、経済的な賠償請求も起こさない」といった【暗黙の了解】があったと考え、かの談話を発表してしまったのであり、日本政府や日本軍の直接の強制があったことが証明された上での談話では決してなかった

平成22年第一回定例会「請願：討論原稿」

のです。

- ・しかし、当時の政府の思いとは裏腹に、この談話が一人歩きし、史実を捻じ曲げていく大きな論拠になってしまったのです。時の政府の大失策についても我々はシッカリと総括しておかねばなりません。

(4) 補償問題について

- ・ **四点目は個人の補償問題についてです。**
- ・ **韓国との戦後補償問題**は、1965年に締結された「日韓基本協定」第二条第一項において「両締約国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、完全かつ最終的に解決されたことを確認する。」とされています。
- ・ **この協定**に基づき、日本は無償3億ドル、有償2億ドルの請求権資金を韓国に支払っています。戦争被害の個人補償は韓国内政干渉問題となり、主権の侵害に当たるのです。
- ・ 以下、少し長くなりますが重要な点のため、**外務省のホームページ**から、この間の政府の取り組みを紹介させていただきます。
- ・ 慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることから、日本政府及び国民のお詫びと反省の気持ちを如何なる形で表すかについて国民的な議論が尽く

平成22年第一回定例会「請願：討論原稿」

された結果、平成7年（1995年）7月19日、元慰安婦の方々に対する償いの事業などを行うことを目的に財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（略称：「アジア女性基金」）が設立されました。

- ・ 日本政府として、この問題に対する「道義的な責任を果す」という観点から、同年8月、アジア女性基金の事業に対して必要な協力を行うとの閣議了解を行い、アジア女性基金が所期の目的を達成できるように、その運営経費の全額を負担し、募金活動に全面的に協力するとともに、その事業に必要な資金（アジア女性基金設立以降平成17年度末まで、約48億円を支出）を拠出する等アジア女性基金事業の推進に最大限の協力を行っており、インドネシアにおける事業の集結を受け平成18年度をもって解散しています。
- ・ アジア女性基金は、各国の政府等が元慰安婦の認定を行っているフィリピン、韓国、台湾においては、既に高齢である元慰安婦個々人の意思を尊重し、「事業受け入れの意思を表す方」に対して事業を実施するとの基本方針の下、元慰安婦の方々に対し、国民の募金を原資とし日本国民の償いの気持ちを表す「償い金」をお届けするとともに、日本政府からの拠出金を原資とし元慰安婦の方々の医療・福祉分野の向上を図ることを目的とする医療・福祉支援事業を実施しています。その際、日本政府を代表し、この問題に

平成22年第一回定例会「請願：討論原稿」

改めてお詫びと反省の気持ちを表す内閣総理大臣の手紙が元慰安婦の方々に届けられています。

- ・これらの国・地域における事業は平成 14 年（2002 年）9 月末に終了しています。以上、国家として誠意を尽くした対応を既に行なっている事がお分かり頂けると思います。

(5) 国連や各国の決議書の問題点（特にアメリカの決議）

- ・最後に、請願理由の大きな論拠の一つとなっている 2007 年 7 月 30 日のアメリカ合衆国下院 121 号決議の内容は、明らかに事実の歪曲と捏造に満ちた「誤った歴史認識」に基づくものです。ここで仔細を紹介することも憚られるような虚偽に満ちた内容ですが、折角の機会ですから冒頭部分をご紹介いたします。
- ・ **121 号決議 アメリカ下院(2007 年 7 月 30 日)**
- ・ **1930 年代から第 2 次世界大戦までの間、日本政府は、「慰安婦」と呼ばれる若い女性たちを日本軍に性的サービスを提供する目的で動員させた。日本政府による強制的な軍隊売春制度「慰安婦」は、「集団強姦」や「強制流産」「恥辱」「身体切断」「死亡」「自殺を招いた性的暴行」など、残虐性と規模において前例のない 20 世紀最大規模の人身売買のひとつである。**
- ・日本の最重要同盟国であるアメリカにおいてこのような決議文が可決されたことを大変遺憾に思うと共に、問題の

平成22年第一回定例会「請願:討論原稿」

根深さを感じざるを得ませんが、この決議文を理由としていることから当該請願には正当性や妥当性はないと断じることが出来ます。

▼ 請願者が引用した武士道についての「曲解」について一言申し上げます。

- ・ 「**武士道**と云うは死ぬ事と見つけたり」
- ・ これは、肥前の国：鍋島藩の「葉隠」の有名な一説です。
- ・ **武士は清廉潔白である**ことを身上としていましたが、あらぬ誤解があれば、そのことを唯々諾々と認めるのではなく、むしろ、体面を重んじた武士は身の潔白を晴らすべく、決死の行動を取る。これこそが我が国の武士道の精神です。
- ・ 私たちの先人たちが脈々と築き上げられた「武士道精神、および日本精神とは何たるか」について、同じ日本人として、学び直されるようお願い申し上げたいと思います。

平成22年第一回定例会「請願：討論原稿」

- ▼ **歴史なき民族は滅びる**。歴史力なき民族は誇りを失い、自己への信頼を抱けず、遂には心が萎え、精神的な滅びに至る。
- ▼ **我々は歴史を知らない**が故に、相手国の言う通りに問題を突きつけられ、相手の土俵で議論してしまう。
- ▼ この言葉は、ジャーナリストの櫻井よしこ氏の言葉ですが、まさにそのものズバリの展開になっていると思います。
- ▼ 今後も、当議会において、歴史認識を問われる請願が出されてくると思います。
- ▼ その時に、正しい歴史認識、いわば、歴史力がなければ、我々の下していく判断が私たちのまち、私たちの子孫に要らぬ不利益をもたらすことに繋がりがねません。
- ▼ 私たちの下す決断は非常に重いものです。
- ▼ 歴史的な事実に基づかない、今回の請願を通してしまうことは、いわれの無い、更なる不名誉な汚点を着せられ、結果として不利益に繋がる**一里塚**になってしまうのです。
- ▼ 白虎隊のまち、会津若松市には**「ならぬものはならぬです。」**という合言葉があります。
- ▼ **この請願は可決してはならぬ請願です**。議員のみなさんの賢明なるご判断を期待し、討論を終わります。
- ▼ 議案および請願の性質上、長きに渡る討論で大変恐縮でしたが、ご清聴いただいた皆様には深く感謝申し上げます。
- ▼ ありがとうございます。